

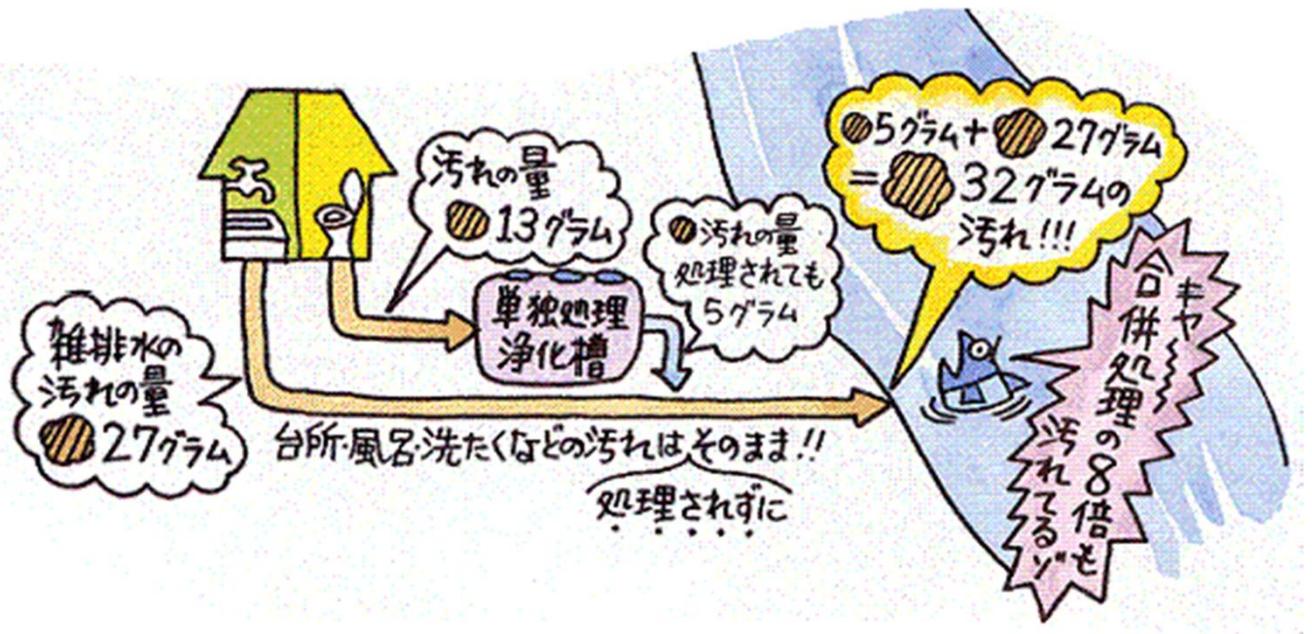
浄化槽市町村整備推進事業

1. 浄化槽市町村整備推進事業について

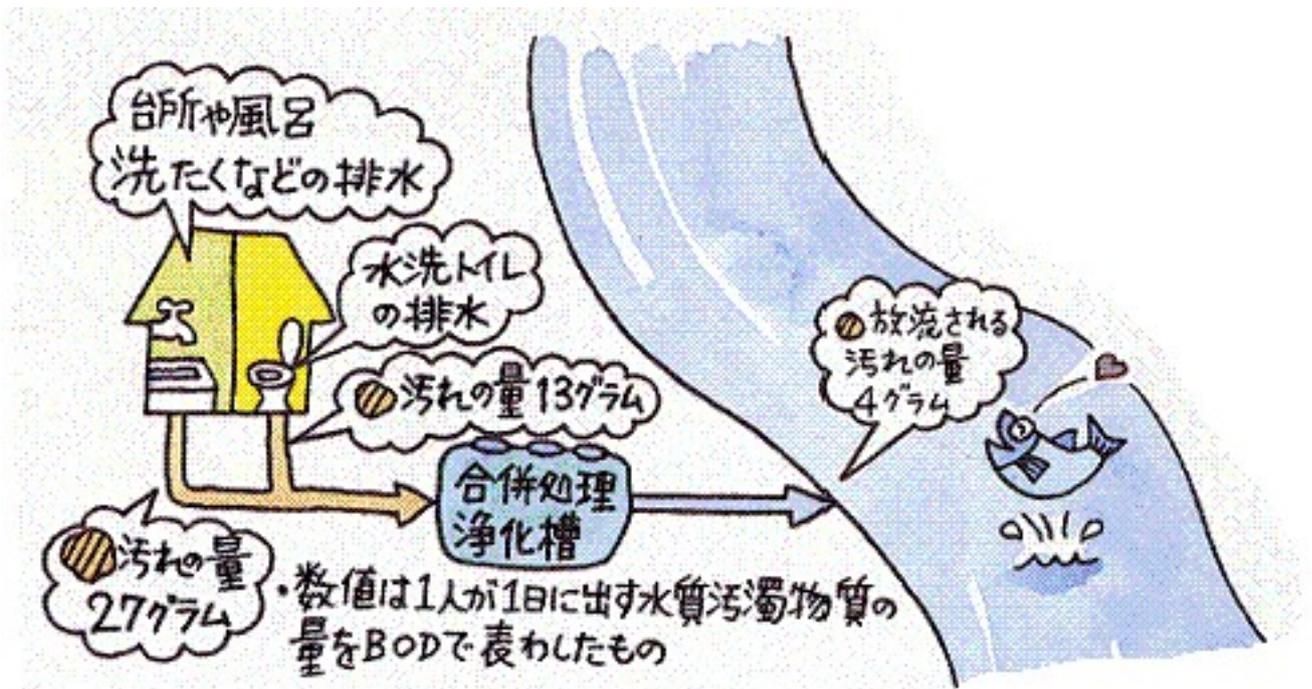
この事業は市が設置主体となり合併処理浄化槽を地域単位で整備し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とした事業です。

2. 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い

単独処理浄化槽



合併処理浄化槽



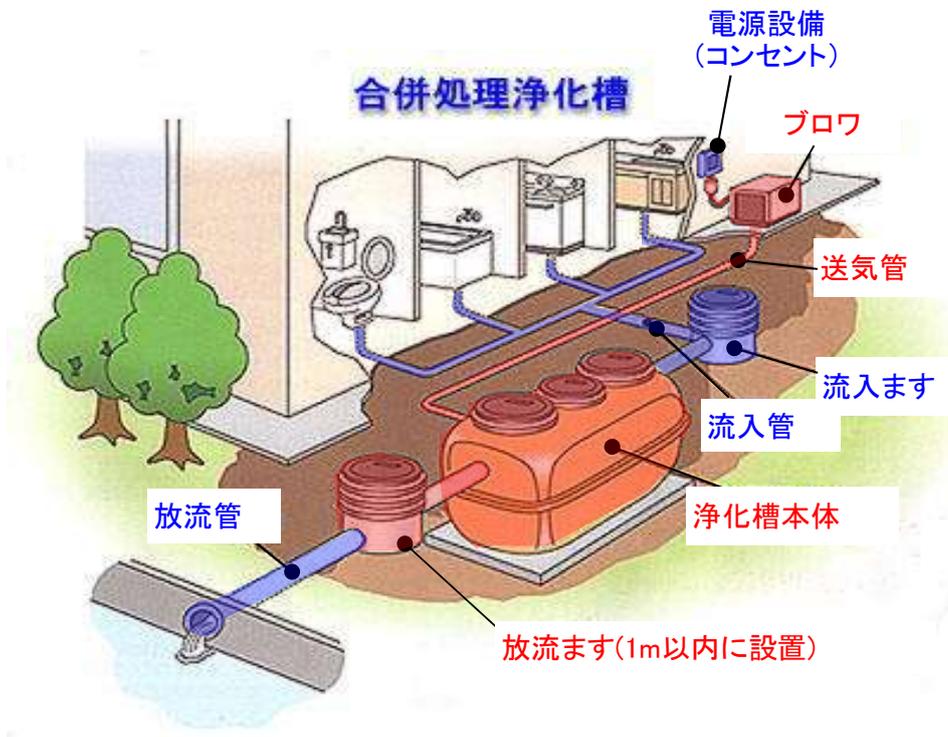
3. 浄化槽設置工事について

◎市で行う工事の範囲について

- ・浄化槽本体・放流ます・ブロワ（空気配管含む）の設置工事。（赤部分）
- ・放流管勾配が取れない場合の放流ポンプ（電源までの配管含む）の設置工事。
- ・浄化槽上部に乗用車程度の車両が載る場合の浄化槽補強工事。
- ・既設浄化槽の位置に合併処理浄化槽を設置した場合の既設浄化槽撤去工事。
- ・既設浄化槽の位置に合併処理浄化槽を設置した場合の仮設トイレの設置。
（浄化槽設置終了後に撤去いたしますのでその後も仮設トイレが必要な場合は個人負担となります）

◎個人負担での工事範囲について

- ・宅内排水管（流入管）及び市で設置した放流ますから放流水路までの放流管設置工事。（青部分）
- ・乗用車程度を超える車両等が浄化槽上部に載る場合の浄化槽補強工事。
- ・ブロワや放流ポンプを起動させる為の電源設備工事。
（浄化槽設置位置付近に屋外コンセントがある場合は不要です）



◎合併処理浄化槽の規模算定方法について

設置する浄化槽の規模は「居住人員＋1人（余裕人員）」を基に算定し、5人槽・7人槽・10人槽に分かれます。

(例)	居住人員	2人	＋余裕人員	1人	=	3人	→	5人槽
	居住人員	4人	＋余裕人員	1人	=	5人	→	5人槽
	居住人員	5人	＋余裕人員	1人	=	6人	→	7人槽
	居住人員	7人	＋余裕人員	1人	=	8人	→	10人槽

◎浄化槽の設置位置について

基本的にはお客様の希望の位置に設置しますが、希望の位置への侵入路がなく掘削機械等が入らない場合や、植木等があり撤去しないと入らない場合は個人負担をお願いする場合があります。

4. 浄化槽への接続について

浄化槽設置工事が完了し、浄化槽が使えるようになりましたら浄化槽設置完了通知書を送付いたしますので、通知日から1ヶ月以内での接続をお願いします。

5. 浄化槽の維持管理について

設置した浄化槽の維持管理については市で維持管理業者に委託して行いますので、個人での申し込みは不要です。

合併処理浄化槽への接続が完了しましたら、既存の汲取りや単独処理浄化槽の維持管理契約を行っている業者に連絡し、契約解除の申請をして下さい。

なお、既存の単独処理浄化槽がある場合は、合併処理浄化槽に接続が完了した時点で浄化槽使用廃止届出書を能登中部保健福祉センターまで提出して下さい。

6. 浄化槽設置に伴う分担金及び使用料について

・分担金

浄化槽の設置工事費の一部として分担金を徴収しています。分担金の額は以下のとおりです。

区 分	分担金の額
5人槽	94,000円
7人槽	110,000円
10人槽	140,000円
12人槽以上	別途市長が定める

・使用料

宅内排水設備工事の検査が完了すると使用料がかかります。使用料は使用水量を基に算出します。詳しくは別添資料をご参照願います。

一般住宅の水道メータの口径となる13mmと20mmを添付します。それ以上の口径の場合は、お手数ですが、再度お問い合わせ願います。

7. 浄化槽設置工事に関する問い合わせ先について

七尾市：建設部上下水道課 下水道建設グループ
TEL (0767) 53-8430